

協議第16号

消防救急無線デジタル化（活動波）経費の負担方法について

次の調整結果について協議を求める。

平成23年12月22日提出

神奈川県西部消防広域化協議会
会長 加藤 憲一

調整結果	1 消防救急無線デジタル化（活動波）経費については、原則として消防本部管轄ごとに単独整備を行った場合の費用比率に基づく負担方法（「単独整備費割」という）とし、各市町の負担額を算出することとする。 (1) 足柄上地域1市5町の費用負担は、人口割とする。
------	--

（調整理由）

1 経費の負担方法について

- ・消防救急無線デジタル化（活動波）経費については、今回の広域化に関わりなく整備を行わなければならない事業に対する経費であることから、現在の消防本部の管轄において単独整備を行った場合の費用比率を負担割合の算出基礎とすることが適当である。